第百八十五条の七第一項中「第百七十二条の十一第一項」の下に「、第百七十二条の十二第一項」を加え、同条第十二項中「第百七十八条第一項第十一号に掲げる事実」の下に「、同項第十一号の二に掲げる事実」を加え、同項の表第百七十二条の二第一項に規定する発行者の項、第百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項、第百七十二条の十第一項に規定する発行者の項及び第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「又は帳簿書類」を「若しくは帳簿書類」に改め、「検査」の下に「又は第百七十七条各号に掲げる処分」を加え、同項の次に次のように加える。

第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の十二第一項の規定による額	第百七十二条の十二第一項の規定による額
第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与行為が開始された日	第百七十二条の十二第一項又は前項（第百七十八条第一項第十一号の二に掲げる事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の七第十三項中「さかのぼり」を「遡り」に改め、同項の表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項の次に次のように加える。

第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与行為が開始された日	第百七十二条の十二第一項又は前項（第百七十八条第一項第十一号の二に掲げる事実があると認める場合に限る。）

第百八十五条の八第一項中「又は第十一号」を「、第十一号又は第十二号」に改める。

第百八十五条の十九中「第百八十五条第一項」を「第百七十七条第一号若しくは第百八十五条第一項」に改める。

第二百五条の三第一号中「違反して」の下に「、出頭せず」を、「陳述をせず、」の下に「若しくは」を加える。

第二条　金融商品取引法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の五」を「第四十条の六」に、「第百五十三条の四」を「第百五十三条の五」に改める。

第二条第一項第十九号中「類似の取引」の下に「（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第八項第一号中「、市場デリバティブ取引」の下に「（金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）」を加え、同項第十一号ロ中「（金融商品」の下に「（第二十四項第三号の二に掲げるものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）」を、「金融指標」の下に「（同号に掲げる金融商品に係るものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）」を加え、同項第十六号中「受けること」の下に「（商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に関して、顧客から商品（第二十四項第三号の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書の預託を受けることを含む。）」を加え、同条第十四項中「行う市場」の下に「（商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。）」を加え、同条第十九項中「第百十二条第一項」及び「第百十三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二十一項第三号ロ中「前号」の下に「又は第四号の二」を加え、同項第四号中「第二十四項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　当事者が数量を定めた金融商品（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）について当事者の一方が相手方と取り決めた当該金融商品に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引

第二条第二十一項第五号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十四項第五号」を「第二十四項第三号の二及び第五号」に、「以下この項」を「第三号及び第六号」に改め、同項第二号中「約定数値」の下に「（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）」を、「現実数値」の下に「（これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。）」を加え、同項第四号中「場合の金融指標」の下に「（第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。）」を加え、同項第五号中「第二十四項第三号」の下に「、第三号の二及び第五号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、「又は金融商品」の下に「（同項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二十三項中「類似の取引」の下に「（金融商品（次項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第二十四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）

第二条第二十四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削り、同条第二十五項第一号中「前項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、同項第三号中「商品指数」の下に「であつて、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたもの」を加える。

第二十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

第二十八条第二項第三号中「前項第一号」の下に「、第一号の二」を加える。

第二十九条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「第二十八条第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加える。

第三十三条の二第三号中「行うもの」の下に「及び商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第三章第二節第一款中第四十条の五の次に次の一条を加える。

（のみ行為の禁止）

第四十条の六　金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等（商品関連市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同じ。）の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

第四十二条の五ただし書中「掲げる行為」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第四十三条の二第一項第二号中「及び第七十九条の二十」を「、第七十九条の二十及び第七十九条の四十九」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二の二　金融商品取引業者等は、その行う商品関連市場デリバティブ取引についての第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為（以下この条、次条及び第七十九条の二十において「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」という。）に係る取引又は第三十五条第一項に規定する業務のうち商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務として内閣府令で定めるものに係る取引（第七十九条の二十及び第七十九条の四十九において「対象商品デリバティブ取引関連取引」と総称する。）に関し、第百十九条の規定により顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券その他の顧客から預託を受けた財産又は顧客の計算に属する金銭その他の財産については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。